

第4 その他防犯上の不安

【12】 空き家に人が出入りしている



隣の家は、ひとり暮らしをしていた高齢者が亡くなって以来、空き家になっています。この頃、夜の時間に誰か出入りしている気配があり、怖くて仕方ありません。どうすればよいでしょうか。



空き家は近年増加の一途を辿っており、かつ、それが地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、国及び地方公共団体が法律、条例を定めるなど、規制の動きが顕著になっています。近くの自治体に相談に行くのがよいでしょう。

また、隣の空き家に入出入りをしているのが、亡くなった高齢者と関係のない人であれば、警察としても、その侵入者に注意し、場合によっては、邸宅侵入罪(刑130)に問うなど、対応をとることになります。相談者自身も防衛策を講じて被害に遭うことがないように注意してください。

解 説

1 空き家を巡る現状

(1) 空き家の増加

人口の減少、少子高齢化、核家族化等を原因として、近年、空き家が増加しています。総務省の発表によると、平成25年時点での全国の空き家数は約820万戸であり、平成5年と比べると1.8倍に増加してい

るとのことです（「平成25年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局））。

(2) 空き家による弊害

空き家が適切に管理されていないと、防災・防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことになります。

例えば、外壁材、瓦材等の飛散による近隣家屋、通行人等への被害の危険、柱、梁等の腐朽、損壊等による倒壊の危険、樹木等の繁茂、越境、落ち葉の飛散等による風景、景観の悪化、ごみの不法投棄等による衛生面での悪化、悪臭の発生、蚊、蠅、鼠、野良猫の発生、集中による近隣生活環境への悪影響、防災・防犯面（の安全性）の低下等が挙げられます。本設問のような不審者の侵入、居座りも防災・防犯面（の安全性）の低下、それに伴う犯罪の誘発を招く可能性があり問題です。

2 空き家に対する規制

(1) 各地方公共団体による規制

上記の現状を踏まえて、空き家に対する規制として、平成22年頃から各地方公共団体が、持ち主に管理改善を命じる規定等を盛り込んだ空き家管理条例を定め、対応を行ってきました（平成26年10月の時点で、401の自治体が同条例を定めていました。）。

(2) 国による規制

そして、平成26年には、国が「空家等対策の推進に関する特別措置法」を定めました。

同法は、その空き家の実態に着目し、その危険性、有害性に応じて、「空家等」（空家2①）と「特定空家等」（空家2②）を定義付け、その危険性、有害性が著しい「特定空家等」につき、立入調査（空家9）や、所有者に対する除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令、さらに命令に従わない場合に行政代執行法の方法により強制執

行を可能とする（空家¹⁴）等、きわめて実効性を持つ内容になっています。

3 侵入行為への対応

(1) 邸宅侵入罪（刑130）の成否

邸宅侵入罪は、正当な理由がなく人の邸宅に侵入した場合に成立する犯罪です。

空き家も、住居用に作られたものの、現在起臥寝食に使用されていないものとして、「邸宅」に含まれることになります。

他方で、侵入罪が成立するためには、住居ではない邸宅の場合には、人の看守するものでなければなりません。誰も管理しておらず、施錠もされていないような廃屋であれば、同罪ではなく、軽犯罪法1条1号の対象となることになります（前田雅英『刑法各論講義 [第6版]』114頁（東京大学出版会、平27））。

本設問では、夜の時間に入入りしている者が誰かわかりませんが、亡くなった高齢者の相続人である等、隣の家の権利者であれば、当然同罪は成立しません。

(2) 相談者による防衛策

相談者自身でも、侵入者の被害に遭わないように、防衛策を講じてもらう必要があります。

ドアや窓の鍵の施錠はもちろん、場合によっては二重ロックにしたり、厚手のカーテン等により、部屋の内部が見えないようにしたり、防犯カメラ、非常ベル、防犯センサー等を取り付けたりすることが考えられます。

4 警察の対応

本設問のような相談が寄せられた場合には、警察としては次のような対応を検討するとよいでしょう。

■実務アドバイス

空き家に立ち入っている者の人相風体や人数等については十分に相談者から聴き取りを行ってください。そして、犯罪の温床や拠点にならないよう、警察としてもパトロールを重点的に行った方がよいでしょう。

参考法令等

- 刑法130条
- 空家等対策の推進に関する特別措置法2条、9条、14条
- 軽犯罪法1条1号

参考資料

- 国土交通省ウェブサイト「空家等対策の推進に関する特別措置法関連情報」

(吉森大輔)

[52] 小学生の自転車に衝突されて怪我を負った



先日歩道を歩いていたところ、後方から猛スピードで走行してきた自転車に追突され、そのはずみで転倒してしまいました。

運転していたのは近くの小学校に通う小学4年生（10歳）で、塾に行く途中で私に追突したようです。

自転車に後方から追突されたことで私は太ももの骨を折る大怪我をし、後遺障害が残ってしまいました。

治療費や慰謝料などの賠償を受けたいと思っていますが、誰に請求すればよいのでしょうか。



自転車を運転していた小学4年生には責任能力が認められないと考えられますので、その親権者に対して賠償請求をすることになります。

ただし、小学生の親権者が必ずしも損害を賠償し得るだけの資力を有しているとは限りませんので、小学生やその親が加入している個人賠償責任保険や自転車保険が本件事故に適用にならないか否かをまずは確認してもらうのがよいでしょう。

解 説

1 責任能力について

民法712条には、「未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。」との規定があるため、未成年者の場合には、不法行為によって他人に損害を加えたとしても、責任を弁識する能力（責任能力）がある場合に初めて賠償責任を負う

ことになります。

そして「責任能力」とは、「道徳上不正の行為であったことを弁識（認識）する能力ではなく、加害行為の法律上の責任を弁識（認識）する能力」と解されており、実務上は12歳前後の年齢であれば責任能力があるとされています。

したがって、本設問のケースのように自転車を運転していたのが10歳の小学生という場合には責任能力が否認される可能性が高く、その場合には当該小学生は賠償責任を負わないことになります。

2 親権者の責任と免責の可能性

上記のように、自転車を運転していた者が10歳であるようなケースでは、小学生本人は賠償責任を負うことはありません。

そのため、民法714条は、「前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。」と規定して、責任無能力者に代わって監督義務者が賠償責任を負う旨を定めています。

そして、同条の監督義務者に親権者が該当することは明白ですので、本設問のケースでは自転車を運転していた小学生の親権者が賠償責任を負うのが原則となります。

もっとも、同条ただし書には「ただし、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。」と規定されており、監督義務者である親権者がその義務を怠らなかったことを立証できれば、免責される旨が規定されています。

しかしながら、監督義務については責任無能力者の生活全般について教育をすべき義務をいうと解されており、かかる義務を怠っていな

かったとの立証をすることは容易ではありません。

実際に11歳の小学5年生が運転する自転車が62歳の女性に衝突して、親権者の賠償責任の成否が争点になった裁判においても、親権者が「日常的に自転車の走行方法について指導し(スピードを出さないように、ハンドルをしっかり持って前を向き注意して運転するように、事故を起こさないように、歩行者や車両には注意するように、夕方以降はライトを点けるように、危険な運転はしないように、周りをよく見るようになどと注意を促し、言い聞かせていた。)、本件道路の通行についても予め子どもとともに道路状況を確認するなどしてきた。」などと監督義務を果たしていたと主張したのに対し、裁判所は「加害行為及び注意義務違反の内容・程度、また、親権者は、子どもに対してヘルメットの着用も指導していたと言いながら、本件事故当時は子どもがこれを忘れて来ていることなどに照らすと、親権者による指導や注意が奏功していなかったこと、すなわち、親権者が子どもに対して自転車の運転に関する十分な指導や注意をしていたとはいえ、監督義務を果たしていなかったことは明らかである」として親権者の賠償責任を認めています(神戸地判平25・7・4判時2197・84)。

3 各種保険の活用

以上のとおり、本設問のケースにおいては、原則として親権者が賠償責任を負うことになります。

しかしながら、自転車事故はケースによっては賠償金の金額が高額になることもあり、上記2に記載した裁判例においては、約9,500万円もの損害が認定されています。

では、親権者が損害を賠償し得るだけの十分な資力を有していない場合に、被害者が被った損害を回復する方法は何かないのでしょうか。

この点、保険契約者やその家族が第三者に損害を与えた場合に、保険金が支払われる個人賠償責任保険という保険の種類があり、このような保険に加入している場合には、保険会社が加害者に代わって保険金を支払ってくれることになります。

また、自転車を運転中に第三者に怪我を負わせた場合や自分が怪我をした場合に保険金が支払われる「自転車保険」という保険に加入している場合にも、保険金が支払われます。

最近では、学校の入学説明会などで自転車保険に加入することを勧められることもあるようですので、個人賠償責任保険だけでなく自転車保険にも加入しているかどうかを加害者の親権者に確認してもらうのがよいでしょう。

4 警察の対応

本設問のような相談が寄せられた場合には、警察としては次のような対応を検討するとよいでしょう。

■実務アドバイス

上記の個人賠償責任保険は、それだけで契約していることはあまりなく、自動車保険やマンションを借りた際の火災保険に特約として附帯されているケースがほとんどです。

そのため、加害者本人やその家族もそのような特約が付いていることに全く気が付いていないことも少なくありません。

そこで、個人賠償責任保険の加入の有無を判断する際には、必ず全ての保険証券を確認してもらい、加入の有無が不明な場合には保険会社に直接確認するようにアドバイスするとよいと思います。

参考法令等

- 民法709条、712条、714条

参考判例

- 神戸地判平25・7・4判時2197・84

11歳の小学5年生が運転する自転車が62歳の女性に衝突して、親権者の賠償責任が問題になったケースにおいて、親権者を免責することはできないとした事例

(安部 剛)

【61】 敷地に立ち入られて困っている

自宅の庭に、ゲーム（スマートフォンなどの位置情報を利用するもの）をしている見ず知らずの人が、何人も入ってくるようになりました。不法侵入なので、警察から注意してもらえません。



警察が不法侵入者を現認した際には、侵入者に対し、注意をすることは可能です。しかし、警察が常に侵入者を見張っていることはできません。

侵入者が自宅の庭に入らないように、ロープを張ることや侵入禁止の立て看板を設置することなどを提案します。また、ゲームの運営会社に苦情を申し立てる方法も有効です。

解 説**1 他人の庭への侵入行為****(1) 住居侵入罪（刑130）の成否**

住居侵入罪（刑130）は、正当な理由がなく人の住居に侵入した場合に成立する犯罪です。ここでいう住居には、住居に付属する圍繞地（住居を囲む周りの土地）も含まれますが、外界との交通を阻止する障壁によって囲まれていると認められていることが必要です（前田雅英『刑法各論講義〔第6版〕』113頁（東京大学出版会、平27））。

そこで、相談者の庭が外界との交通を阻止する障壁などで囲まれ、一般の人が自由に通行できないところであれば、理屈の上では、住居侵入罪の成否が問題になる余地はありません。

(2) 取締りの必要性

しかし、ゲームをするために他人の庭に侵入した者をいきなり住居

侵入罪に問うことは、取締りの必要性は低く、過剰な対応といえます。仮に、他人の庭に侵入した者を現認したとしても、注意する程度にとどめることが適切でしょう。

2 現実的な対応方法

(1) ロープや侵入禁止の立て看板の設置

侵入者を現認しなければ注意することもできませんし、また、警察が常に侵入者を監視することも現実的ではありません。

相談者の希望は、侵入者の検挙を求めているものではなく、自宅の庭に侵入されることがないようにしたいというものです。

そこで、相談者に対し、自宅の庭を知らない者に侵入されないようにロープを張ることや侵入禁止の立て看板を設置することなどをアドバイスするとよいでしょう。

(2) ゲームの運営会社への苦情

また、侵入者はゲームをするために相談者の庭に侵入してくるようです。相談者の庭付近にゲーム進行上の何らかのポイントが設定されている可能性があります。

そこで、当該ゲームの運営会社に連絡し、相談者の現状を説明した上で、相談者の庭にゲーム進行上のポイントが設定されているような場合には、その設定を変えてもらうなどの苦情を申し立てる手段も考えられます。

3 警察の対応

本設問のような相談が寄せられた場合には、警察としては次のような対応を検討するとよいでしょう。

■対応時の留意事項

相談者は、日常の生活の場を、見ず知らずの者に侵入され、相

当なストレスを感じていると思われます。刑事処分の対象とならない事案と判断したとしても、丁寧に、相談者の言い分に耳を傾けることが大切です。

その上で、現実的な対応をアドバイスするとよいでしょう。

■実務アドバイス

本文に記載したように、本件相談に関しては、主に、ロープを張ることや侵入禁止の立て看板を設置することなどの事実上の対応方法をアドバイスすることが適切でしょう。

ゲームの運営会社の連絡先については、自宅近くでゲームをしている者から遊んでいるゲームの種類を聴き取り、その後、インターネットなどでそのゲームの運営会社の苦情窓口を調べることになります。

参考法令等

○刑法130条

参考判例

○福岡高判昭57・12・16判タ494・140

刑法130条の人の住居に関して、建造物を住居として使用しているときは、その囲繞地も住居の一部と解することが相当であるとした事例

(伊庭 潔)